

県北広域振興局長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年4月2日

県北広域振興局長 佐々木 哲

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300625	特定非営利活動法人三の丸ひまわり	ヘルパーステーション「ひまわり」	二戸市福岡字城ノ外16番地	令和6年3月31日